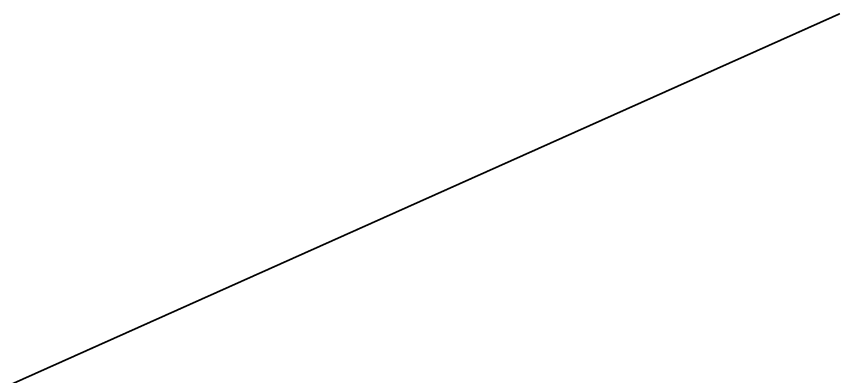


審 査 基 準

平成 2 1 年 2 月 2 6 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 13 条第 4 項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 が運送事業用自動車 でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 1 項（保管場所標章） 第 13 条第 3 項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条（保管場所標章の交付の 手続 ）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の 休 日は含まない。）
申 請 先：当該場所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （088-622-3101 内線5173） 警察署交通課
備 考：